防災活動に従事するヘリコプターの運用、体制

		群馬県防災へリ	他の機関の取組み例
1	運航・安全管理体制	▶ 県庁-基地ヘリポート(防災航空隊) の二層体制▶ 運航と安全管理責任者は本庁の部課長、 基地常駐の県職員は係長(事務職)の み	▶ 防災航空隊に安全管理責任者を置き、安全について助言・指導を実施(A県)▶ 運航時間中、指揮所開設(休祝日を含む)(A県)▶ 運航責任者は航空センター所長(B県)
	運航管理担当者	▶ 委託契約に基づき運航管理担当者が基地に常駐し、気象確認、航空法に基づく飛行計画の通報、各種申請業務などを担当	
2	出動の決定	▶ 緊急出動時には運航管理責任者である本庁課長に隊長から電話連絡(訓練等は月間計画により事前にまとめて承諾)▶ 機長、運航管理担当者が気象状況を検討、隊長(消防吏員)が判断	➤ 航空センター所長がとりまとめた出動確認書を本庁 にFAX送付し、本庁課長が判断(A県) ➤ 航空センター所長が、機長の作成した出場決定確認 票に基づき判断(B県)
	出動可否の基準	▶ 「運航に必要な気象条件」を規定 VMC(有視界気象状態)…視程1,500m 以上、雲までの距離150m以上、風速 17m/s以下	➤ 緊急運航出場基準・要件、気象状況、活動可能時間、機体重量、資機材、地上隊の活動を規定(A県) ➤ 有視界気象状態であること、視程2,000m以上、雲低高度1,000ft(約300m)以上、風速45kt(約23m/s)以下(B県)
	隊の安全確認	▶ 毎朝及び緊急出動前に隊員全員による ブリーフィングを実施	▶ 朝(08:30)、昼(13:00)、訓練前後及び緊急出動前後に当日の勤務者全員でブリーフィング (A県)
3	飛行中のヘリへの支援	▶ 運航管理担当者が現地気象を随時確認▶ 消防無線、航空無線で基地、消防隊から気象の変化等を連絡▶ 動態管理システムによる動態把握▶ 副操縦席にいる整備士が機長を補助	 → 飛行中のヘリから定時連絡させ、運航状況を把握している(A県、C県) → ダブルパイロット制を導入し、副操縦士が機長を補助(A県、B県、C県) → 動態管理システムを大画面テレビでモニター(A県、B県)
	飛行中止の判断	▶機長が危険と判断した場合には、隊長 に相談し、隊長が決定	▶ 基地で気象情報を確認し、気象の変化が予想される場合には、ヘリに帰投を命じる(A県)▶ 搭乗員のうち一人でも、これ以上の活動継続が危険と判断し中止を提議した場合(A県)
4	運航受託者との関係	▶ 航空法に基づく諸手続きを受託者が実施	▶ ドクターヘリは航空運送事業として、より厳格な規程で運用している
5	隊員の訓練・研修等 (CRMなど)	 新隊員研修を2月に開始し、救助技術の継承に努めているほか、年間を通じて自隊訓練を実施している。 操縦士の技能管理については、運航受託者が実施している。 ヒヤリハット事例については、デブリーフィング時に共有している。 	 ▶ 他県の消防防災航空隊研修(A県) ▶ HF(ヒューマンファクター)及びCRM教育等を継続的に実施(A県) ▶ 自隊訓練、連携訓練、機長慣熟訓練、事前研修(新規隊員向け)、その他研修(B県)
6	安全装備品	▶ 自動操縦装置(3軸)、衛星航法装置、 気象用レーダー、動態管理システム等	 ▶ 動態管理システム、衛星航法装置、衛星携帯電話、ヘルカメ(ヘルメットカメラ)、ホイストカメラ (A県) ▶ 自動操縦装置(4軸)、衛星航法装置、気象用レーダー、動態管理システム、航空機衝突防止装置、対地接近警報装置(B県)